

情報公開制度改正 検討用個票

<p>検討事項</p>	<p>行政機関等匿名加工情報等の情報公開条例上の取扱いについて</p>
<p>関連条文</p>	<p>改正法 第 109 条、第 113 条、第 114 条、第 118 条、第 119 条 条例等 情報公開条例第 5 条第 7 号</p>
<p>検討事項</p>	<p>改正法では、個人情報等の利活用の推進という基本方針の下、現行法における「非識別加工情報(行政機関個人情報保護法第 2 条第 8 項ただし書)」に替わって、「行政機関等匿名加工情報」の制度が設けられ、当該制度は本県でも導入が義務付けられている。</p> <p>これにより、改正法の下では、本県においても行政機関等匿名加工情報を作成することになるが、当該制度により作成された行政機関等匿名加工情報が記録された文書や、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等(以下「削除情報」という。)の記録された文書について、情報公開請求があった場合の取扱いを整理する必要がある。</p> <p>なお、行政機関情報公開法では、行政機関等匿名加工情報及び削除情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)は、独立した非公開情報と位置づけられている(同法第 5 条第 1 号の 2)。</p>
<p>検討</p>	<p>行政機関等匿名加工情報等を、情報公開請求に基づいて公開することは、次のとおり、改正法の定める行政機関等匿名加工情報制度に係る各種規定と矛盾・抵触するおそれがある。</p> <p>① 行政機関等匿名加工情報を作成して、これを民間事業者を提供することは、受益者負担の観点から、提供を受ける民間事業者がその費用を負担すべきであることから、手数料(改正法第 119 条、国の場合には 21,000 円及び委託料等)が定められている。そして、「<u>既に作成された行政機関匿名加工情報について、別の事業者が利用に関する契約を締結する場合、最初に当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者との同一の手数料額を支払うことになるものと考えられる。</u>」とされている(「2021 年改正 自治体職員のための個人情報保護法解説」)。これは、「<u>行政機関等匿名加工情報の作成に要した手数料額を追加的利用希望者から徴収しないと、追加的利用希望者は、その部分についてはフリーライドすることが可能となる。</u>」そうなると、<u>最初に行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結するインセンティブが低下するおそれがあり、そのことは行政機関等匿名加工情報制度の導入にあたり、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するという立法目的を阻害しかねない</u>」ため</p>

である（「新・個人情報保護法の逐条解説」）。情報公開請求による低廉な費用で行政機関等匿名加工情報を取得することは、以上のような改正法の手数料規定の趣旨を損なうおそれがある。

- ② 行政機関等匿名加工情報は、「法令に基づく場合」又は「保有個人情報の利用目的の範囲内の場合」でなければ提供してはならないとされている（改正法第109条第2項各号）。また、削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）についても、「法令に基づく場合」又は「保有個人情報の利用目的」範囲外の場合には提供してはならないとされている（改正法第109条第3項）。

このように、行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）は、その利用目的以外で利用できるのは「法令に基づく場合」に限定されており、この「法令」には条例は含まれないと解されるため（改正法第61条第1項参照）、情報公開条例に基づいて行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を公開することは、改正法第109条第2項及び同条第3項に抵触するおそれがある（この点については個人情報保護委員会に確認中）。

- ③ 保有個人情報に該当しない削除情報であっても、行政機関等匿名加工情報と組み合わせることで、その個人識別性が復元されてしまう可能性は皆無とはいえない以上、行政機関匿名加工情報の取得者が、情報公開請求に基づいて削除情報を取得できるとすれば、改正法が匿名加工情報取扱者事業者による識別行為を禁止していること（改正法第45条）が空文化するおそれがある。

- ④ 行政機関等匿名加工情報を取得した者は、改正法上の匿名加工情報取扱事業者としての規律（識別行為の禁止等）が課されることから、改正法上の提案者には欠格事由があり（改正法第113条）、また、提案者の事業提案内容の審査を予定し（改正法第114条及び第118条）、適切な情報の取扱いを確保できる者に限定している。そのため、請求者の属性を問わない情報公開請求で行政機関等匿名加工情報を公開できるとすれば、改正法がその取扱者を限定した趣旨が損なわれるおそれがある。

以上を踏まえ、本県の情報公開条例においても、行政機関等匿名加工情報等を非公開情報として取扱う方向で検討を進める。

なお、行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）が、上記②を理由に、現行の情報公開条例第5条第7号の法令秘情報として位置付けられるのであれば、同規定に基づいて非公開とすることが可能であり、新たな非公開条項を設ける必要がない（行政機関等

	匿名加工情報が法令秘情報に該当する否かについて個人情報保護委員会に確認中)。
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説[令和3年6月時点暫定版]」P170~P171</p>	<p>○ 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）</p> <p>(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>(削除情報の利用及び提供について)</p> <p>○ <u>本節に定める手続に従い作成・提供する行政機関等匿名加工情報の提供は、上記(1)(2)に掲げる場合に限られる。</u>削除情報は、それ自身が保有個人情報に該当する場合があります。行政機関等匿名加工情報の提供が可能な場合と同等となるよう、利用及び提供できる場合を(1)法令に基づく場合及び(2)利用目的の範囲内とすることとしている。</p> <p>○ 「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号として定義される。</p>
<p>関連条文</p>	<p>【改正法】</p> <p>(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)</p> <p>第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）</p> <p>二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p>

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第二百十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2・3 (略)

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようと

する者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする

(手数料)

第百十九条

1・2 (略)

- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5～10 (略)

【行政機関情報公開法】

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定

	<p>する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p> <p>【情報公開条例】 (行政文書の公開義務)</p> <p>第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7) 法令等の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報</p>
<p>個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ 【令和3年6月時点暫定版】 P18</p>	<p>【匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う場合】 (開示義務)</p> <p>第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>一 . . .</p> <p>二 . . .</p> <p>○ <u>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</u></p>